

議案第 8 1 号

愛日地方教育事務協議会規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 6 の規定により、愛日地方教育事務協議会規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成 2 7 年 8 月 2 6 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、共同採択地区における市町教育委員会の協議の方法等を整備するため、本協議会規約の一部を変更する必要があるからである。

愛日地方教育事務協議会規約の一部を変更する規約

愛日地方教育事務協議会規約（昭和28年規約第1号）の一部を次のように変更する。

第4条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

この規約は、平成27年11月1日から施行する。